

ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

国会

第 17 号/国会
ビエンチャン首都、2022 年 7 月 7 日付

苦情申立ての解決に関する法律

(改正版)

第 I 部

総則

第 1 条 (改正) 目的

この法律は、個人、法人又は組織による苦情申立ての審査及び解決、並びに苦情申立ての審査及び解決に関する決定の管理及び監視検査について、原則、規則及び措置を定めるものとし、法律に適合した処理を確保することにより、法の支配を強化し、国家及び集団の利益並びに市民の正当な権利及び利益を保護し、もって社会の平穏、秩序、公正及び文明の発展に寄与することを目的とする。

第 2 条 (改正) 苦情申立て

苦情申立てとは、個人、法人又は組織が、個人による行為又は他の法人若しくは組織の決定について、それが法律に違反し、公正を欠き、又は国家若しくは集団の利益若しくは自己の正当な権利及び利益を害するものであると認める場合に、関係機関に対し、当該行為又は決定の検査、審査及び解決を求めるために提出する文書をいう。

苦情申立ては、申出書、告訴状及び公正請願書により構成される。

1. 申出書とは、個人、法人又は組織が、個人の行為又は他の法人若しくは組織の決定について、それが法律に違反し、又は国家若しくは集団の利益若しくは自己の正当な権利及び利益を害するものであると認める場合に、地方行政機関又は政府に対し、当該行為又は決定の検査、審査及び解決を求めるために提出する文書をいう。
2. 告訴状とは、個人、法人又は組織が、個人による行為又は他の法人若しくは組織の決定について、それが法律に違反し、若しくは国家若しくは集団の利益又は自己の正当な権利及び利益を害するものであると認める場合に、捜査機関、人民検察院又は人民裁判所に対し、当該行為又は決定の検査、審査及び解決を求めるために提出する文書をいう。

3. 公正請願書とは、個人、法人又は組織が、地方行政機関、政府、捜査機関、人民検察院又は人民裁判所の決定について、当該解決が法律に違反し、若しくは国家若しくは集団の利益又は自己の正当な権利及び利益を害するものであると認める場合に、県人民議会常任委員会又は国会常任委員会に対し、当該決定の検査及び審査を求めるために提出する文書をいう。

第3条（改正）苦情申立ての解決

苦情申立ての解決とは、地方行政機関、政府、捜査機関、人民検察院、人民裁判所、県人民議会常任委員会及び国会常任委員会が、それぞれの役割、権限及び職務に基づき、個人、法人又は組織による申出書、告訴状及び公正請願書について、適正かつ公正に検査、審査及び解決を行うことをいう。

第4条（改正）用語の定義

この法律において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

1. **個人**とは、ラオス人民民主共和国において生活し、又は活動するラオス市民、外国人、外国籍者及び無国籍者をいう。
2. **法人**とは、名称、事務所の所在地及び自己の資産を有し、法律の定めに従い権利及び義務を有するものとして、企業登記機関に登録された組織をいう。
3. **組織**とは、法律及び規則に基づき適法に設立された国家、集団又は社会の組織をいう。
4. **苦情申立人**とは、申出人、告訴人及び公正請願人をいう。
5. **被苦情申立人**とは、被申出人、被告告訴人及び被公正請願人をいう。
6. **申出人**とは、行政上の解決を行う権限及び職務を有する組織に対し、申出書を提出した個人、法人又は組織をいう。
7. **被申出人**とは、法律又は規則に違反したとして、行政上の解決を行う権限及び職務を有する**組織**に対し、他者から申出をなされた個人、法人又は組織をいう。
8. **告訴人**とは、捜査機関、人民検察院又は人民裁判所に対し、告訴状を提出した個人、法人又は**組織**をいう。
9. **被告告訴人**とは、法律に違反したとして、捜査機関、人民検察院又は人民裁判所に対し、他者から告訴状を提出された個人、法人又は組織をいう。
10. **公正請願人**とは、県人民議会常任委員会又は国会常任委員会に対し、公正請願書を提出した個人、法人又は組織をいう。
11. **法の支配**とは、法律を適正かつ厳格に尊重し、及び執行することをいう。
12. **決定**とは、申出書の審査及び解決に関する地方行政機関若しくは政府による決定若しくは通知、告訴の審査及び解決に関する捜査機関、人民検察院若しくは人民裁判所による決定、又

は公正請願書の審査に関する県人民議会常任委員会若しくは国会常任委員会による決議若しくは通知をいう。

第5条（改正）苦情解決業務に関する国の施策

国は、個人、法人又は組織が、国家若しくは集団の利益又は自己の正当な権利及び利益を保護するため、関係機関に対して苦情申立てを行い、その審査及び解決を求める権利の行使を円滑にする。これにより、国家機構を強化し、職員の透明性を確保し、職務を適正かつ公正に遂行させ、並びに社会における負の現象を防止し、及び抑制する。

国は、苦情解決業務を効率的かつ効果的に遂行できるよう、関係機関に対し、適宜、人員を配置し、並びに予算、車両及び設備を供給するものとする。

国は、法律及び規則の広範な普及並びに善良な習俗、法律及び規則に基づく住民間の紛争の調停を推進し、及び促進する。これにより、社会の不満の声を含む苦情申立てを減少させることを目指す。

第6条（改正）苦情解決業務に関する原則

苦情解決業務は、次の原則に従って行わなければならない。

1. 憲法及び法律に適合し、並びに事実在即していること。
2. 包括的、網羅的、客観的、適正、公正、期限遵守、透明かつ検証可能であること。
3. 法の下に平等であること。
4. 協力及び連携を図ること。
5. 審査及び解決に関する決定を、苦情申立人、被苦情申立人及び関係組織に対し、書面により通知すること。

第7条（改正）個人、法人又は組織の権利及び義務

個人、法人又は組織は、他の個人、法人又は組織により侵害され、又は争われた国家若しくは集団の利益、又は自己の正当な権利及び利益を保護するため、関係機関に対して苦情申立てを行う権利を有する。

個人、法人又は組織は、いずれかの個人、法人又は組織が法律に違反していると認める場合、苦情解決について報告し、苦情解決に参加し、及び寄与する義務を負う。

第8条（改正）適用範囲

この法律は、ラオス人民民主共和国の領域内にある個人、法人若しくは組織、及び同国の領域外にあるラオス市民による苦情申立ての審査及び解決に適用する。

第9条（改正）国際協力

国は、苦情解決業務を効率的かつ効果的に遂行するため、教訓、経験及び情報の交換、並びに職員の専門的能力の向上等を通じて、諸外国、地域及び国際機関との間における苦情解決業務に関する協力関係を促進するとともに、ラオス人民民主共和国が締約国である条約及び関連する国際協定を遵守するものとする。

第II部

苦情申立てに関する規則

第1章

苦情申立ての内容並びに苦情申立人及び被苦情申立人の権利及び義務

第10条（改正）苦情申立ての内容

苦情申立ては、次に掲げる事項を内容とする。

1. 苦情申立人が提出先とする関係機関の名称及び所在地。
2. 苦情申立人及び被苦情申立人の氏名、年齢、職業、国籍、現住所、電話番号及び電子アドレス。
3. 事案又は紛争の経緯、関係機関による審査及び解決に関する決定、並びに検査、審査及び解決を求める事項（事実に基づく理由、情報及び証拠を付すこと。）。
4. 苦情申立人、法定代理人又は委任を受けた代理人の署名及び拇印、並びに提出場所及び年月日。
5. その他必要と認められる事項。

苦情申立ては、判読及び内容の理解が容易なラオス語で作成しなければならない。外国語による苦情申立てについては、公証機関の認証を受けたラオス語の訳文を付さなければならない。

第 11 条（改正） 苦情申立人の権利及び義務

苦情申立人は、次の権利を有する。

1. 自ら、又は法定代理人若しくは委任を受けた代理人を通じて苦情申立てを提出すること。
2. 強要若しくは脅迫から保護され、並びにその氏名及び住所を含む報告内容について秘密を保持されること。
3. 侵害された名誉、権利及びその他の利益を回復し、並びに違反者から損害の賠償及び弁償を受けること。
4. 審査及び解決のあらゆる段階において、自己の苦情申立てを取り下げ得ること。
5. 関係機関から指導を受け、並びに苦情申立ての審査及び解決に関する決定について書面により通知を受けること。
6. 法律に定めるその他の権利を行使すること。

苦情申立人は、次の義務を負う。

1. 自己の氏名、年齢、職業、国籍、現住所、電話番号及び電子アドレスを明確に提示すること。
2. 苦情申立てについて事実即して提示、釈明及び説明を行うとともに、関係機関に対し、完全かつ迅速に情報及び証拠を提供すること。
3. 関係機関に提示した苦情申立ての内容、情報及び証拠について、法律に従い責任を負うこと。
4. 関係機関の招致、呼出状又は召喚状に従い、指定された日時及び場所に出頭すること。正当な理由なく、招致、呼出状又は召喚状の受領後、連続して三回出頭しなかったときは、権利を喪失したものとみなす。
5. 適切な態度を保持し、かつ、出頭先の組織の規則を遵守すること。
6. 法的効力を有する苦情申立ての審査及び解決に関する決定を履行すること。
7. 法律に定めるその他の義務を履行すること。

第 12 条（改正） 被苦情申立人の権利及び義務

被苦情申立人は、次の権利を有する。

1. 苦情申立ての内容を知り、かつ、自己に対する申し立てに対し、書面により弁明すること。
2. 正確な情報及び証拠を提示することにより、自己を防御すること。
3. 違法な、又は事実に基づかない苦情申立てにより侵害された名誉、権利及びその他の利益を回復すること。
4. 事実に基づかない、又は違法な苦情申立てを行った苦情申立人に対し、措置を講ずるよう関係機関に申し出ること。

5. 関係機関から、苦情申立ての審査及び解決に関する決定について書面により通知を受けること。
6. 法律に定めるその他の権利を行使すること。

被苦情申立人は、次の義務を負う。

1. 苦情申立てに係る事項について説明及び釈明を行うとともに、正確な情報及び証拠を関係機関に提供すること。
2. 関係機関の招致、呼出状又は召喚状に従うこと。正当な理由なく連続して三回出頭しなかったときは、法律に基づき責任を負わなければならない。
3. 適切な態度を保持し、かつ、出頭先の組織の規則を遵守すること。
4. 法的効力を有する苦情申立ての審査及び解決に関する決定を厳格に履行すること。
5. 法律に定めるその他の義務を履行すること。

第2章

苦情申立ての提出及び苦情申立人の受付

第13条（改正） 苦情申立ての提出

苦情申立ては、自ら、又は法定代理人若しくは委任を受けた代理人を通じて、関係機関に対し、当該機関が定める執務日、執務時間、場所及び規則に従い、提出しなければならない。

申出書又は公正請願書の提出に際し困難がある場合には、その居住する郡、テーサバーン（準市）又は市の区域を担当する県人民議会議員に対し、これらを提出することができる。県人民議会議員は、当該苦情申立書を受理したときは、法律に定める手続に従い審議を行うため、県人民議会常任委員会に提出しなければならない。

第14条（改正） 苦情申立人の受付

関係機関は、苦情申立人の受付のため、受付職員を置くものとする。

受付職員は、丁寧な言葉遣い、冷静かつ良好な礼儀、職務倫理及び道徳心を保持し、中立な立場を堅持し、並びに適切な振る舞いをもって対応しなければならない。

受付職員は、受付を行うとともに、受付の対象となる者に対し、適切な助言、指導及び法律上の説明を行わなければならない。

苦情申立人の受付については、別途規則により定める。

第 15 条（改正） 苦情申立人の受付場所及び受付時間

関係機関は、苦情申立人の利便を図るため、適切な受付場所を確保しなければならない。

受付は、執務時間内に行うものとする。

第 III 部

苦情申立ての審査及び解決

第 1 章

申出書の審査及び解決

第 16 条（改正） 申出書の審査及び解決

申出書の審査及び解決とは、個人、法人又は組織による申出書について、包括的、網羅的、客観的、適正かつ公正に検査、審査及び解決を行うことをいう。

第 17 条（改正） 申出書の審査及び解決を行う機関

申出書の審査及び解決を行う機関は、次のとおりとする。

1. 村行政機関
2. 郡行政機関
3. 県行政機関
4. 政府

第 18 条（改正） 村行政機関における申出書の審査及び解決

村行政機関が審査及び解決のために受理する申出書は、次のとおりとする。

1. 村行政機関の決定、及び当該村の直接の管理下にある個人の行為の検査を求める申出書
2. 当該村において生活し、活動し、又は職務を遂行する個人による行為、若しくは法人又はその他の組織による決定の検査を求める申出書

審査及び解決は、次に定めるところにより行うものとする。

1. 村行政機関は、申出書を受理した日から二十執務日以内に、当該申出書を審査し、及び解決すること。
2. 村行政機関は、署名の日から五執務日以内に、関係する個人、法人又は組織に対し、審査及び解決に関する決定を通知すること。

村行政機関による申出書の審査及び解決が法律又は事実即していない場合には、個人、法人又は組織は、郡行政機関に対し、審査及び解決を求める申出を行う権利を有する。

第 19 条（改正）郡行政機関における申出書の審査及び解決

郡行政機関が審査及び解決のために受理する申出書は、次のとおりとする。

1. 村行政機関の決定の検査を求める申出書
2. 郡行政機関の決定、並びに郡長、テーサバーン長、市長及びその直接の管理下にある個人の行為又は責任の検査を求める申出書
3. 当該郡、テーサバーン又は市の区域において生活し、活動し、又は職務を遂行する個人による行為、若しくは法人又はその他の組織による決定の検査を求める申出書
4. 郡級の公務員の職務遂行の検査を求める申出書については、法律に従い検査を行うため、郡国家検査機関に送付するものとする。

審査及び解決は、次に定めるところにより行うものとする。

1. 郡行政機関は、関係部門と連携して事実に基づく証拠を検査し、申出書を受理した日から三十執務日以内に、当該申出書を審査し、及び解決すること。
2. 郡行政機関は、署名の日から五執務日以内に、関係する個人、法人又は組織に対し、審査及び解決に関する決定を通知すること。

申出人が、郡行政機関による申出書の審査及び解決に関する決定が法律又は事実即していないと認める場合には、当該申出人は、審査及び解決を求めるために県行政機関に対し申出を行い、人民裁判所に対し告訴を行い、又は県人民議会常任委員会に対し検査及び審査を求める公正請願を行う権利を有する。

第 20 条（改正）県行政機関における申出書の審査及び解決

県行政機関が審査及び解決のために受理する申出書は、次のとおりとする。

1. 郡行政機関の決定の検査を求める申出書

2. 県行政機関の決定、並びに県知事、首都知事及びその直接の管理下にある個人の行為又は責任の検査を求める申出書
3. 当該県又は首都の区域において生活し、活動し、又は職務を遂行する個人による行為、若しくは法人又はその他の組織による決定の検査を求める申出書
4. 県級の公務員の職務遂行の検査を求める申出書については、法律に従い検査を行うため、県国家検査機関に送付するものとする。

審査及び解決は、次に定めるところにより行うものとする。

1. 県行政機関は、関係部門と連携して事実に基づく証拠を検査し、申出書を受理した日から三十執務日以内に、当該申出書を審査し、及び解決すること。
2. 県行政機関は、署名の日から五執務日以内に、関係する個人、法人又は組織に対し、審査及び解決に関する決定を通知すること。

申出人が、県行政機関による申出書の審査及び解決に関する決定が法律又は事実に即していないと認める場合には、当該申出人は、政府に対し審査及び解決を求め、人民裁判所に告訴を行い、又は県人民議会常任委員会に対し公正請願を行う権利を有する。

第 21 条（改正） 政府における申出書の審査及び解決

政府が審査及び解決のために受理する申出書は、次のとおりとする。

1. 県行政機関の決定の検査を求める申出書
2. 省又は省級機関の決定、並びに大臣、省級機関の長及びその直接の管理下にある個人の行為又は責任の検査を求める申出書

省又は省級機関の公務員の職務遂行の検査を求める申出書については、法律に従い検査を行うため、省級国家検査機関に送付するものとする。

審査及び解決は、次に定めるところにより行うものとする。

1. 政府は、首相府事務局に対し、関係する省、省級機関及び県行政機関と連携して事実に基づく証拠を検査させた上で、政府に対し審査及び決定の提案を行わせる。この期間は、申出書を受理した日から四十五執務日以内とする。多くの部門に関連する複雑な申出書である場合には、当該期間は九十日を超えてはならない。
2. 首相府事務局は、署名の日から 5 執務日以内に、関係する個人、法人又は組織に対し、政府の審査及び解決に関する決定を通知し、履行させること。

3. 申出人が、政府による申出書の審査及び解決に関する決定が法律又は事実に即していないと認める場合には、当該申出人は、人民裁判所に告訴を行い、又は国会常任委員会に対し公正請願を行う権利を有する。

第22条（新設） 審査の対象としない申出書

地方行政機関又は政府が審査の対象としない申出書は、次のとおりとする。

1. この法律第10条の規定に適合しない申出書。
2. 県人民議会常任委員会又は国会常任委員会が検査及び審査を行っている公正請願書に関連する申出書、又は公正請願書の審査に関し既に適正と認められた決定がなされている場合の申出書。
3. 国家検査機関が検査を行っている申出書、又は既に審査及び解決が完了している申出書。
4. 捜査機関、人民検察院又は人民裁判所による告訴の審査及び解決に関連する申出書。
5. 確定した人民裁判所の決定に基づき適正に執行された事件に関連する申出書。
6. 地方行政機関による審査及び解決の手続が終了していない状態で、政府に提出された申出書。
7. 政府が、申出書の審査及び解決に関する決定を検査した結果、既に二回、適法であると認められた申出書。

第2章

告訴の審査及び解決

第23条（改正） 告訴の審査及び解決

告訴の審査及び解決とは、個人、法人又は組織による告訴について、法律に従い、検査、審査及び解決を行うことをいう。

第24条 告訴の審査及び解決を行う機関

告訴の審査及び解決を行う機関は、次のとおりとする。

1. 捜査機関
2. 人民検察院

3. 人民裁判所

第 25 条（改正）告訴の審査及び解決の手續及び方法

告訴の審査及び解決の手續及び方法は、民事訴訟法、刑事訴訟法、その他の法律及び関連する法令の定めに従うものとする。

第 3 章

公正請願の審査

第 26 条（改正）公正請願の審査

公正請願の審査とは、個人、法人又は組織が、地方行政機関、政府、捜査機関、人民検察院又は人民裁判所の決定の検査を求めるために提出した公正請願書について、検査及び審査を行い、関係機関に対し、法律及び事実に即して審査及び解決を行うよう送付することをいう。

県人民議会常任委員会による公正請願の審査に関する決定の検査の請求については、本法第 31 条第 2 号に定めるところによる。

第 27 条（改正）公正請願の審査を行う機関

公正請願の審査を行う機関は、次のとおりとする。

1. 県人民議会常任委員会
2. 国会常任委員会

第 28 条（改正）公正請願の提出及び審査の期間

公正請願は、関係機関による申出書又は告訴の審査及び解決に関する決定を知った日から九十日以内に、県人民議会常任委員会又は国会常任委員会に対し提出しなければならない。

公正請願は、四十五執務日以内に審査しなければならない。多くの部門に関連する複雑な公正請願である場合には、その審査期間は、公正請願書を受理した日から九十日を超えてはならない。

第 29 条（改正）県人民議会常任委員会が審査を受理する公正請願

県人民議会常任委員会が審査のために受理する公正請願は、次のとおりとする。

1. 郡行政機関又は県行政機関による申出書の審査及び解決に関する決定の検査を求める公正請願。
2. 地方級の捜査機関、人民検察院若しくは人民裁判所による告訴の審査及び解決に関する決定の検査、又は裁判所の判決の執行の検査を求める公正請願
3. 地方級において苦情解決業務を担当する公務員、軍人及び警察官の職務遂行の検査を求める公正請願。

この条第1号、第2号及び第3号に定めのない公正請願については、県人民議会常任委員会は、これらに関係機関に送付して審査及び解決を行わせるとともに、解決の状況を継続して確認できるよう公正請願人に通知するものとする。

第30条（改正） 県人民議会常任委員会における公正請願の審査手続

県人民議会常任委員会における公正請願の審査は、次の手続に従って行うものとする。

1. 県人民議会常任委員会は、司法・国防治安委員会又はその他の関連委員会に対し、検査及び検討を行わせ、その結果を県人民議会常任委員会に報告させ、同委員会が審査を行う。

多くの部門に関連する複雑な事案である場合には、本法第38条第2項の規定に従い、その結果を県人民議会常任委員会に報告させ、審査を行う。
2. 県人民議会常任委員会は、理由、証拠、並びに法律及び規則への適合性を明記した、公正請願の審査に関する決定を、署名の日から五執務日以内に、書面により関係機関に通知して審査及び解決を行わせるとともに、解決の状況を継続して確認できるよう公正請願人に通知するものとする。
3. 公正請願人は、県人民議会常任委員会による審査に関する決定が法律又は事実即していないと認める場合には、国会常任委員会に対し、検査及び審査を求めるため、公正請願を行う権利を有する。

第31条（改正） 国会常任委員会が審査を受理する公正請願

国会常任委員会が審査のために受理する公正請願は、次のとおりとする。

1. 政府による申出書の審査及び解決に関する決定の検査を求める公正請願。
2. 県人民議会常任委員会による公正請願の審査に関する決定又は提案の検査を求める公正請願。
3. 告訴の解決及び裁判所の判決の執行における、最高人民検察院の監視検査に関する決定の検査を求める公正請願。

4. 苦情解決業務を担当する公務員、軍人及び警察官の職務遂行の検査を求める公正請願。

この条第1号、第2号、第3号及び第4号に定めのない公正請願については、国会常任委員会は、これらに関係機関に送付して審査及び解決を行わせるとともに、解決の状況を継続して確認できるよう公正請願人に通知するものとする。

第32条（改正） 国会常任委員会における公正請願の審査手続

国会常任委員会における公正請願の審査は、次の手続に従って行うものとする。

1. 国会常任委員会は、公正請願書を受理したときは、司法委員会に対し、公正請願書の集約及び分類を統括させ、国会の他の関連委員会へ送付させるものとする。
2. 司法委員会又は国会の他の関連委員会は、検査及び検討を行い、その結果を国会常任委員会に報告して審査を受けるものとする。多くの部門に関連する複雑な事案である場合には、本法第38条第3項の規定に従い、その結果を国会常任委員会に報告して審査を受けるものとする。
3. 国会常任委員会は、理由、情報、証拠、並びに法律及び規則への適合性を明記した、公正請願の審査に関する決定を、署名の日から五執務日以内に、書面により関係機関に通知して審査及び解決を行わせるとともに、解決の状況を継続して確認できるよう公正請願人に通知するものとする。

第33条（新設） 審査の対象としない公正請願

県人民議会常任委員会及び国会常任委員会が審査の対象としない公正請願は、次のとおりとする。

1. この法律第10条及び第28条の規定に適合しない公正請願
2. 地方行政機関又は政府による申出書の審査及び解決の手続が、法律の定める手続に従って終了していない事項に関する公正請願
3. 告訴の審査及び解決の手続が終了していない事項、又は最高人民検察院による監視検査の手続を法律に従って経ていない事項に関する公正請願
4. 人民裁判所の決定に従い適正に執行され、かつ、法律の定める手続に従って適正に事件終結命令が出された事件に関する公正請願
5. 1989年版若しくは2004年版の刑事訴訟法、又は1990年版若しくは2004年版の民事訴訟法が適用された告訴の審査及び解決に関する決定に係る公正請願。ただし、国家又は団体の利益に関連する事件を除く。

6. 申出書又は告訴の審査及び解決に関する決定について、県人民議会常任委員会又は国会常任委員会が検査した結果、既に二回、適法であると認められた事項に関する公正請願

第 34 条（改正）公正請願の審査に関する決定の履行に対する監視及び促進

県人民議会常任委員会又は国会常任委員会は、関係機関に対し、公正請願の審査に関する決定に基づく審査及び解決を監視し、並びに促進するものとする。

関係機関は、公正請願の審査に関する決定に基づき審査及び解決を行い、その理由を説明及び釈明した上で、これを公正請願人に通知するとともに、当該決定を受理した日から四十五執務日以内に、県人民議会常任委員会又は国会常任委員会に報告しなければならない。

多くの部門に関連する複雑な事案であるために、前項の期間内に審査及び解決を行うことができない場合には、関係機関は、県人民議会常任委員会又は国会常任委員会に対し、その理由を報告し、釈明しなければならない。

第 4 章

その他の組織による苦情申立ての審査及び解決

第 35 条（改正）その他の組織に対する苦情申立ての提出

個人、法人又は組織は、国家若しくは集団の利益、又は自己の正当な利益を害する法令違反を発見し、若しくは法令違反があった場合には、審査及び解決を求めるため、党、ラオス建国戦線、ラオス退役軍人連盟及び大衆組織に対し、苦情申立てを提出する権利を有する。

第 36 条（改正）その他の組織による苦情申立ての審査及び解決

個人、法人又は組織による苦情申立てを受理した党、ラオス建国戦線、ラオス退役軍人連盟及び大衆組織は、自らの役割及び責任に従い、当該苦情申立てを審査し、及び解決する権利及び義務を有する。

当該苦情申立てが自らの責任の範囲内には、審査及び解決のために他の関係機関へ送付するとともに、審査及び解決の状況を継続して確認できるよう苦情申立人に通知し、又は苦情申立人に対し関係機関へ直接提出するよう指導しなければならない。

第 IV 部

制度及び作業方法

第 37 条（改正）作業体制

苦情申立ての審査及び解決における作業体制は、民主集中制の原則に従い、集団指導、個人の責任分担、協議のための会議の開催、及び検査を実施しなければならない。

苦情申立ての審査及び解決における作業体制は、計画に基づいて遂行し、証拠の確保、事実情報の収集又は再収集、関連機関及び関連部門との連携、並びに総括及び教訓の抽出を行わなければならない。

第 38 条（改正）作業方法

苦情解決機関は、苦情申立ての審査及び解決にあたり、適法性及び事実との整合性を確保するため、自らの役割、権限及び職務に従い、他の関係機関と連携し、及び協議しなければならない。

地方級における苦情申立ての審査及び解決において必要がある場合には、県人民議会常任委員会委員長は、公正請願を協議及び審査するため、県知事、首都知事、国家検査機関の長、人民検察院の長、人民裁判所長及び地方級の他の関係機関の長を招集することができる。また、県知事又は首都知事は、申出書を解決するための協議を行うため、人民検察院の長、人民裁判所長及び県級の他の関係機関の長を招集することができる。

中央級における苦情申立ての審査及び解決において必要がある場合には、国会常任委員会委員長は、公正請願を協議及び審査するため、首相若しくは政府代表者、国家検査機関の長、最高人民検察院長、最高人民裁判所長及び他の関係機関の長を招集することができる。また、首相は、申出書を解決するための説明、釈明、協議及び解決を行わせるため、大臣、首相府官房長官、又はその他の関係国家機関の長に対し出席を求めることができる。

第 V 部

苦情申立ての審査及び解決に関する決定に対する責任

第 39 条（改正）申出書の審査及び解決に関する決定に対する責任

各級の申出書の審査及び解決を行う機関は、自己の申出書の審査及び解決に関する決定に対し、次の責任を負う。

1. 申出書の審査及び解決を円滑化し、並びに促進すること。

2. 自己の申出書の審査及び解決に関する決定について、法律に基づき責任を負うこと。
3. 不適法と認められる決定を停止し、又は取り消すこと。
4. 解決が不相当であると認めるときは、情報及び証拠を再審査すること。
5. 適正かつ事実即ち解決方法に関し、関係機関との間になされた共同決定を履行すること。
6. 申出書の審査及び解決に関する決定の理由を説明及び積明し、申出人に了知させ、かつ、履行させること。
7. 自己の申出書の審査及び解決に関する決定を上級機関へ報告すること。

第 40 条 (改正) 告訴の審査及び解決に関する決定に対する責任

各級の告訴の審査及び解決を行う機関は、自己の告訴の審査及び解決に関する決定に対し、次の責任を負う。

1. 受理した事件記録における証拠資料の毀損について責任を負うこと。
2. 法律に定める手続の遂行について、当事者に対し便宜を図り、及び指導を行うこと。
3. 自己の告訴の審査及び解決に関する決定について、法律に基づき責任を負うこと。
4. 不適法と認められる決定を停止し、又は取り消すこと。
5. 解決が不相当であると認めるときは、情報及び証拠を再審査すること。
6. 告訴の審査及び解決に関する決定の理由を説明及び積明し、告訴人に了知させ、かつ、履行させること。
7. 自己の告訴の審査及び解決に関する決定を上級機関へ報告すること。

第 41 条 (改正) 公正請願の審査に関する決定に対する責任

公正請願の審査を行う機関は、自己の公正請願の審査に関する決定に対し、次の責任を負う。

1. 自己の決定に関する写し、情報、証拠及び書類を系統的に保存し、管理すること。
2. 関係機関による審査及び解決が完了するよう監視し、並びに促進すること。
3. 自己の決定について、法律に基づき責任を負うこと。
4. 法律に適合しないと認めるときは、情報及び証拠を再審査すること。
5. 不適法と認められる決定を停止し、又は取り消すこと。

6. 苦情申立てに関する関係機関との間の、統一的、適正かつ事実に基づいた共同決定を履行すること。
7. 公正請願の審査に関する決定の理由を説明及び釈明し、公正請願人に周知させ、かつ、履行させること。
8. 自己の公正請願の審査に関する決定を上級機関へ報告すること。

第 VI 部

禁止事項

第 42 条（改正） 一般的禁止事項

個人、法人及び組織は、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 根拠のない苦情申立てを行うよう、他者を唆し、誘惑し、又は金品等により教唆すること。
2. 苦情申立ての審査及び解決を担当する職員若しくは担当官、又は苦情申立人若しくは被苦情申立人に対し、介入し、強要し、若しくは脅迫すること。
3. 被苦情申立人を隠匿し、若しくは秘匿し、又は苦情申立てに関する情報若しくは証拠を隠蔽し、若しくは損壊すること。
4. その他法律に違反する行為を行うこと。

第 43 条（改正） 苦情申立人に対する禁止事項

苦情申立人は、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 事実に反する苦情申立て、陳述又は報告を行うこと。
2. 時間を引き延ばし、他者を誹謗中傷し、又は社会不安を引き起こすために、苦情申立てを悪用すること。
3. 苦情申立ての審査及び解決に関する権限及び職務を有する者に対し、買収、贈賄、強要、脅迫又は暴力の行使を行うこと。
4. 権力者又は影響力のある者の名をかたること。
5. その他法律に違反する行為を行うこと。

第 44 条 (改正) 被苦情申立人に対する禁止事項

被苦情申立人は、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 苦情申立人、又は苦情申立ての審査及び解決に関する権限及び職務を有する者に対し、買収、贈賄、強要、脅迫又は暴力の行使を行うこと。
2. 苦情申立てに関する各種の情報若しくは証拠を隠匿し、若しくは秘匿し、又は損壊すること。
3. 苦情申立ての審査及び解決に関する権限及び職務を有する者に対し、事実と反する陳述又は報告を行うこと。
4. 権力者又は影響力のある者の名をかたること。
5. その他法律に違反する行為を行うこと。

第 45 条 (改正) 苦情申立ての審査及び解決を担当する職員又は担当官に対する禁止事項

苦情申立ての審査及び解決を担当する職員又は担当官は、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 職務を放棄し、責任を欠き、又は苦情申立ての審査及び解決を停滞させ、若しくは遅延させること。
2. 職権若しくは地位を乱用し、賄賂を要求し、強請し、又は収受すること。
3. 苦情申立てに関する各種の情報又は証拠を隠匿し、秘匿し、又は損壊すること。
4. 苦情申立人又は被苦情申立人に対し、強要又は脅迫を行うこと。
5. 苦情申立人に危険が及ぶ恐れがある場合に、当該申立人の氏名、住所等の情報を漏洩すること。
6. その他法律に違反する行為を行うこと。

第 VII 部

功労者に対する表彰政策及び違反者に対する措置

第 46 条 功労者に対する表彰政策

本法の施行において顕著な功績のあった個人、法人又は組織に対しては、規則に従い、表彰又はその他の優遇措置を与えるものとする。

第 47 条 違反者に対する措置

本法に違反し、国家、社会の利益、又は市民の正当な権利及び利益に損害を与えた個人、法人又は組織に対しては、その事案の軽重に応じ、教育・指導、規律処分、罰金、自己が生じさせた民事上の損害賠償、又は刑事罰の措置を講ずるものとする。

第 VIII 部

最終規定

第 48 条 (改正) 実施

国会常任委員会、政府、国家検査機関、最高人民検察院、最高人民裁判所、県人民議会常任委員会及び地方行政機関は、本法を厳格に実施するものとする。

第 49 条 (改正) 効力

本法は、ラオス人民民主共和国大統領が公布に関する大統領令を發布し、官報に掲載された後、2022 年 10 月 5 日から効力を生ずる。

本法は、2016 年 11 月 9 日付国会決議第 05/NA 号「苦情解決に関する法律」に代わって適用される。

国会議長

(署名・公印)

サイソムポン ポンヴィハン (博士)